

(別紙)

日インドネシア経済連携協定(EPA)に基づく関税割当制度対象品目

(単位:トン)

【輸入国管理方式】															
			平成20年度(注)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	備考
ソルビトール	1次 (枠内)	数量	18,750	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	2次(枠外) 税率は27年度以降 12%。
		税率	3.4%												
	2次 (枠外)	税率	16.4%	15.8%	15.1%	14.5%	13.9%	13.3%	12.6%	12%					
【輸出国管理方式】															
			平成20年度(注)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	備考
生鮮バナナ	1次 (枠内)	数量	750	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		税率	無税												
	2次 (枠外)	税率	10%, 20%												
生鮮パイナップル(900g未満のもの)	1次 (枠内)	数量	75	150	200	250	300	300	300	300	300	300	300	300	
		税率	無税												
	2次 (枠外)	税率	17%												

(注)日インドネシア経済連携協定の発効が20年度途中の平成20年7月1日となることから、20年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、各品目の20年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、(同協定附属書に定められた割当数量)÷12ヶ月×9ヶ月となる。